

第3回 ふなばし百景 2.0 (Instagram 写真展) 実施要領

2022.9.9

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市の魅力を広く画像で発信し、ふなばしの今を画像として残すために行う第3回 ふなばし百景 2.0 の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 ふなばし百景 2.0 は、スマートフォン向けアプリケーションの Instagram を用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 ふなばし百景 2.0 のテーマは、次の各号に掲げるものとする

- (1) 市内の風景
- (2) 市内の風物や人々のくらしの様子

(実施期間)

第4条 ふなばし百景 2.0 の実施期間は、令和4年9月15日(木)から令和4年10月28日(金)までとする。

(応募者)

第5条 ふなばし百景 2.0 の応募者は、第1条の趣旨に賛同し、かつ次のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 船橋市民
- (2) 通勤・通学・観光その他の理由で、船橋を訪れたすべての人

(応募方法)

第6条 ふなばし百景 2.0 の応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条各号のいずれかのテーマに沿った画像を Instagram に投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得した Instagram アカウントを公開していること
- (2) Instagram ふなばし百景 2.0 公式アカウントをフォローしていること
- (3) 投稿する画像が Instagram ふなばし百景 2.0 公式アカウント運用方針の注意事項の内容に該当しないこと。
- (4) 画像を投稿する際は、キャプションに撮影場所とハッシュタグ「#ふなばし百景 2022」を入力すること。なお、同ハッシュタグのほかに、その他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

(投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないものとする。ただし、1回の投稿につき画像の添付は1作品のみとする。

- 2 投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限る。
- 3 投稿する画像は、応募期間以前に撮影されたものも投稿できる。
- 4 人物を撮影した画像は、被写体となったものの了解を得たもののみ投稿ができる。
- 5 画像は、トリミング変更、色調補正等の加工を施して投稿することができるが、合成・組写真の投稿はできないものとする。

(費用の負担)

第8条 画像を投稿する際に必要なインターネット通信料等については、応募者が負担するものとする。

(投稿者への連絡)

第9条 ふなばし百景コンクール実行委員会は、Instagram のメッセージ機能を利用し、次の場合に投稿者へ連絡をすることができる。

- (1) 他団体または個人から、ふなばし百景コンクールに問い合わせがあった場合
- (2) 他団体または個人から、作品の活用等について打診があった場合
- (3) その他、ふなばし百景コンクール実行委員会が必要と認めた場合

(投稿者からの情報収集)

第 10 条 投稿者は、ふなばし百景コンクール実行委員会からの要望に応じて、指定する日までに、次に掲げる事項を指定アドレスへの電子メール等で連絡するものとする。

- (1) 投稿者の住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 電話番号

(投稿者の公表)

第 11 条 ふなばし百景コンクール実行委員会は、必要に応じて、投稿された画像および作者のアカウント名を、ふなばし百景コンクール実行委員会ホームページ・SNS 等にて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 ふなばし百景コンクール実行委員会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、必要と認められる内容以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第 13 条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、ふなばし百景コンクール実行委員会は投稿された画像を必要に応じてトリミング等の補正を行った後、ふなばし百景コンクール実行委員会 web サイト、ふなばし百景コンクール実行委員会 facebook ページ、事業報告や類似イベントの告知等で利用できるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、ふなばし百景コンクール実行委員会は一切責任を負わず、応募者の責任において解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 14 条 ふなばし百景コンクール実行委員会は、フォトコンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に関する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第 15 条 ふなばし百景 2.0 の実施に係る事務は、ふなばし百景コンクール実行委員会において行う。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施工期日等)

- 1 この要領は、令和 4 年 9 月 9 日から施工する。

以上